

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネットサイト等から試買した物品について、検査を行ったところ、以下の1物品から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定される「指定薬物」である「4-OH-MET」を検出しました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【指定薬物検出物品（1物品）】

サイト上の物品名	MM Capsule Mushroom
性状（内容量）	カプセル（76mg）
表示上の販売元	不明（現品に表示がなされていない）
入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：都外、発送元住所：都外）
検出違反成分	1カプセル中に「4-OH-MET」を9.1mg検出

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、「指定薬物」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、所持、譲り受け、使用も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都保健医療局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4515（直通）[午前9時から午後5時まで。土日祝日除く]

*上記申し出は、遅くとも『令和8年6月24日（水曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。

決して所持や摂取、使用等はしないでください。

<問合せ先>
保健医療局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4515

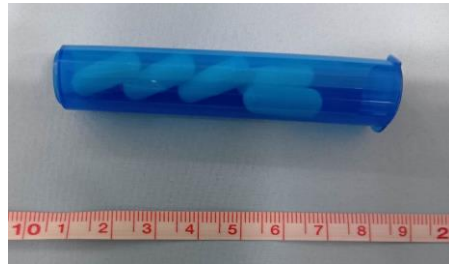
【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 1 他道府県の事業者について、事業者所在の道府県へ通報しました。
- 2 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。

【現品写真】



参考

*4-OH-MET (平成27年3月25日指定薬物に指定)

[化学名]: N-エチル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

[化学構造式]:

